# 学校に収める経費について(令和3年度入学生)

学校に入学後は、学校納付金及び授業料を収めていただきます。

### 1 学校納付金

学校の学年行事にかかる費用や授業で使用する教材費、修学旅行費用等を収めていただきます。 納付金明細(第1年次分) (円)

期別 費目		第1期分	第2期分	第3期分	合計
日本スポーツ振興センター共済掛金		1,930	_		1,930
諸	PTA会費	4,000	_	1	4,000
	生徒会費	2,500	_		2,500
	学年費(内訳下記)	26,600	_	1	26,600
費	修学旅行積立金	10,000	40,000	40,000	90,000
	計	43,100	40,000	40,000	123,100
合 計		45,030	40,000	40,000	125,030
納付期限		4月20日	7月20日	10月20日	

## ※ 学年費の内訳

遠足費用	7,400	シューズバッグ	200
体育祭•文化祭費	4,300	スポーツテスト	200
進路試験·適性検査	6,720	芸術鑑賞費	3,000
証明用写真	350	生徒手帳	200
クラス写真	380	スケジュール帳	850
家庭科等材料費	1,500	クリアファイル	400
情報科検定料	130	その他	970
	26,600		

## (納入方法)

第1期分

第1期分納入通知書(入学式以後に配付)により、最寄りの金融機関窓口で納付してください。(ゆうちょ銀行では納入できません。)

第2期分以降 第1期分納入通知書に付いている「預金口座振替納入依頼書」により金融 機関に届けていただきますと、口座振替納入(自動引落)ができ便利です。 できる限り、口座振替納入をご利用ください。

#### 2 授業料

次の就学支援金の対象となる場合を除き、授業料の支払いは必要です。 授業料の額・・・・・・・ 月額9,900円 (納付は3カ月分29,700円を年4回)

# ■就学支援金制度について

保護者等の年収が概ね910万円未満の世帯では、手続きをすることで国の「就学支援金」の対象 となり、授業料が実質免除となります。

手続き(申請書、所得証明書の提出等)は年2回必要です。4月中旬(平成31年分所得対象)と7月上旬(令和2年分所得対象)締切予定を生徒を通じて案内しますので注意しておいてください。

## ■奨学のための給付金について

保護者等の教育費を負担軽減する制度として、給付金制度があります。本制度の概要は以下のとおりです。手続き(申請書、所得証明書の提出等)は7月上旬締切予定を生徒を通じて案内しますので注意しておいてください。

<u> </u>							
	支給額						
生活保護世帯	32,300 円						
	第1子の高校生がいる世帯	84,000 円					
市町村民税所得割額が非 課税の世帯	2人目以降の高校生の場合、または所得割非課税世帯で高校生のほかに15歳以上23歳未満の中学生以外の兄弟姉妹がいる場合。この場合、家族の扶養状況を証明する書類が別に必要です。	129,700 円					

(表は令和2年度の通常申請の場合の支給額)